

## 第8章 関係地域の範囲

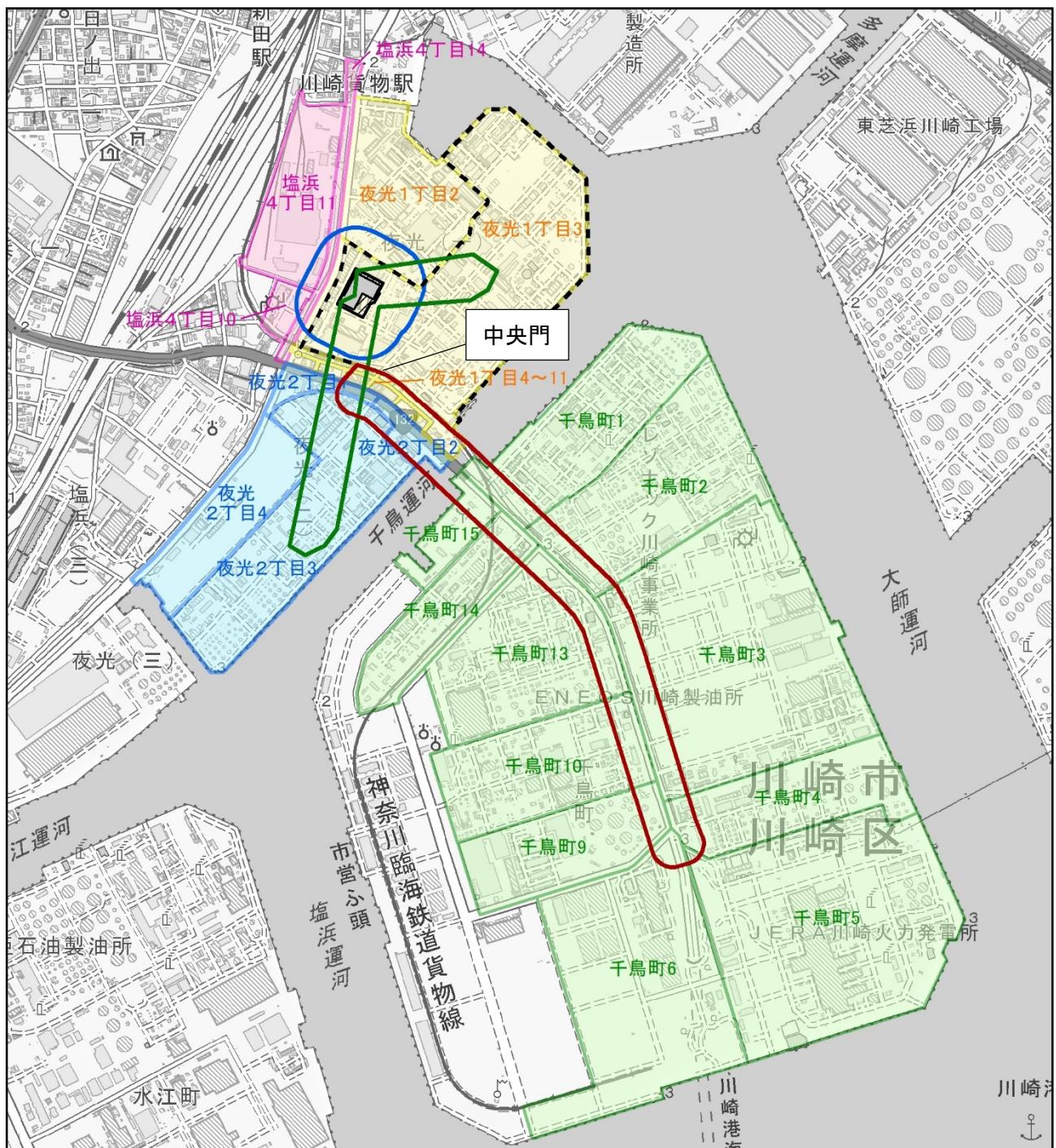
環境影響評価の結果に基づき、本事業の実施に伴い周辺環境への影響が想定される項目とその範囲は、以下のとおりである。

- ・大気質、騒音、振動の影響が考えられる、計画地の敷地境界から約 100m の範囲
- ・工事用車両の走行する沿道から約 50m の範囲
- ・テレビ受信障害が生じる恐れがある範囲

以上の観点より、関係地域はこれらの地域を包括するように、表 8-1 及び図 8-1 に示すとおりとする。

表 8-1 関係地域の範囲

区域	関係町丁名
川崎区	夜光 1 丁目の一部、夜光 2 丁目、塩浜 4 丁目の一部、千鳥町の一部



### 凡 例

■ 計画建物	■ テレビ受信障害が生じる恐れがある範囲
■ 計画地	■ 計画地の敷地境界から100mの範囲
■ 川崎製造所	■ 車両走行ルート沿道50mの範囲
■ 塩浜4丁目の一部	
■ 夜光1丁目の一部	
■ 夜光2丁目	
■ 千鳥町の一部	

図 8-1 関係地域図

